

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物

目次  
◇條例 鳥取県蜜蜂転飼條例制定

## 條例

鳥取県蜜蜂転飼條例をここに公布する。

昭和二十八年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県條例第七号

鳥取県蜜蜂転飼條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は、転飼蜜蜂の適正な配置調整を行うことにより副業養蜂の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で転飼とは、蜂蜜又は蜜ろうを採取し

又は蜜蜂をはん殖させる目的で蜜源を求めて季節的に飼育場所を移転する行爲をいう。

(許可)

第三條 転飼をしようとするものは、毎年三月十五日までに別記第一号様式の転飼許可申請書に第二号様式の蜂場貸与同意書を添え、地方事務所長を経て知事に提出しその許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けたものが許可を受けた事項を変更しようとするときは、前項の規定に準じ知事の許可を受けなければならない。

第四條 知事は、前條の規定による許可をしようとするときは、左の事項につき鳥取県農業委員会に諮問しなければならない。

一 蜜源の状態

二 転飼の実績

三 その他参考となるべき事項

2 知事は、前條の規定による許可をしたときは、別記第三号様式の転飼許可証を交付しなければならない。

第五條 知事は、第三條の規定による許可にあつて転飼蜂場、群数及び期間について條件を附することができる。

第六條 土地の所有者又は使用権者は、第四條の規定による許可証を有しないものに蜂場を貸与してはならない。

(許可手数料)

第七條 転飼の許可を受けたものは、転飼許可手数料(以下「手数料」という。)として一転飼場ごと一巢箱につき二十円を県に納付しなければならない。但し、知事が必要があると認めるときはこれを減免することができる。

2 既に納付した手数料は、どんな理由があつても還付しない。

(許可の取消及び蜂群の撤去)

第八條 知事は、転飼許可申請書に虚偽の事項を記載して許可を受けたもの又は許可の條件に違反したものに對しては、その許可を取り消すことができる。

2 知事は、転飼許可を取り消されたもの又は第三條の規定による許可を受けないで転飼したものに對しては、その蜂群の撤去を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定により撤去を命じたときは、蜂場を貸与したものにその旨を通知しなければならない。

(罰則)

第九條 前條第二項の規定による命令に従わないものは、十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合、情狀によりその蜂群を沒收することができる。

第十條 第八條第二項の規定による撤去を命ぜられたものに引き続き蜂場を貸与したものは、一万円以下の罰金又は科料に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第九條又は第十條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰則を適用する。

(施行規定)

第十二條 この條例の施行に關し必要な事項は、知事に別に定める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行する。

2 鳥取県蜜蜂転飼取締條例(昭和二十三年九月鳥取県條例第六十三号)は廢止する。

3 この條例施行の際現に鳥取県蜜蜂転飼取締條例第二條の規定により蜜蜂転飼許可申請をしているものについては、この條例第三條の規定により蜜蜂転飼許可申請をしたものとみなす。

第一号様式

蜜蜂転飼許可申請書

転飼しようとする場所 町字地名番号	同土地所有 者氏名	転飼巢箱 一箱当り平均箱数	転飼予定期間	現在飼育している場所	摘要
----------------------	--------------	------------------	--------	------------	----

右のように転飼したいので許可せられたく鳥取県蜜蜂転飼條例第三條によつて申請します。

年 月 日

本籍地  
現住所  
申請者氏名  
生年月日

鳥取県知事氏 名殿

第二号様式

蜂場貸与同意書

貸与予定の蜂場所在地名番地	地目	貸与を受けるものの氏名	貸与の予定期間	摘要
---------------	----	-------------	---------	----

鳥取県蜜蜂転飼條例により転飼許可を得た場合には右のとおり私所有(使用中)の土地を貸与することに同意す

る。  
年 月 日

土地所有者又  
は使用権者 氏名

Ⓢ

第三号様式  
第 号

蜜蜂転飼許可証

申請者住所氏名

年 月 日生

転飼 許可場所	土地 所有者	転飼許可 蜂群数	転飼予定 期	その他条件

鳥取県蜜蜂転飼條例第二項によつてこの証を交付する。

年 月 日

鳥取県知事氏 名 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

發行所 鳥取縣鳥取市東町取印所